

令和4年5月18日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
行松 泰弘

回 答 書

令和4年4月8日付け質問書にて照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 平成16年4月の法人化当初から支給していない。
2. 支払い総額は期末・勤勉手当は1億4,000万円程度、住居手当は最大6,800万円程度（遅延損害金は含まない）
財源は北海道大学病院の診療経費
3. 平成16年4月の法人化に伴い就業規則を制定し、契約職員（フルタイム）については、期末手当、勤勉手当及びその他諸手当を支給することと規定しているが、「医員」及び「医員（研修医）」については、契約職員であるものの、期末手当、勤勉手当及びその他諸手当のうち住居手当については支給しないこととする法人化前の取扱いを法人化後も引き続き取り扱ってきたもの。
なお、事務部の管理職・通報窓口等に不支給に関する記録等は特になく、本件を対象とする監査は行われていない。
4. 2年より以前（令和2年1月支給分以前）の補償は予定していない。
5. 期末・勤勉手当
令和2年度：医員40名程度、研修医60名程度
令和3年度：医員40名程度、研修医70名程度
令和2年度～令和3年度（実人数）：医員70名程度、研修医130名程度

住居手当

令和元年度（令和2年1月～3月）：医員30名程度，研修医70名程度

令和2年度：医員50名程度，研修医60名程度

令和3年度：医員50名程度，研修医70名程度

令和元年度から令和3年度（実人数）：医員90名程度，研修医190名程度

なお，医員の大半は短時間勤務職員であり，就業規則により期末手当，勤勉手当及び住居手当の支給対象とならないため，職員録の医員・研修医・専攻医の人数と乖離が生じる。

6. 回答3に記載のとおり，法人化前の取扱いを法人化後も引き続き取り扱ってきたものであり，特定の職員の責に帰するものではないことから，処分等は予定していない。

7. 契約職員として在職している対象者に対しては，令和4年4月1日通知。

それ以外の対象者については，令和4年4月19日に通知。

また，2年より以前（令和2年1月支給分以前）の不支給の対象者に対しての通知は予定していない。